

令和元年6月27日
建設水道常任委員会資料
都市整備部交通政策課

「宇治市公共交通体系基本計画」の策定に向けた検討体制等について

本市はこれまで、全市的な公共交通の利用促進を図るとともに、バス路線の休廃止となった地域においては、市民・事業者と協働した「宇治市のりあい交通事業」を開始し、既存公共交通の維持や地域の交通手段の確保に努めてまいりました。

しかし、近年の少子高齢化・人口減少等による社会情勢の大きな変化に伴い、移動困難者の増加が見込まれ、これまで以上に交通手段の確保が課題となってきます。

これらの状況を踏まえ、本市の持続可能な公共交通のあり方を見据えた「宇治市公共交通体系基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定することとしています。

つきましては、基本計画策定に向けた検討体制と手順について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 基本計画策定に向けた検討体制

- ・「宇治市地域公共交通会議」で協議し、意見をいただく
- ・「宇治市地域公共交通会議」での協議に際し、学識経験者で構成する「専門部会」を設置し、集中的に議論いただく
- ・府内関係課で構成する「府内検討会」を設置し、「宇治市地域公共交通会議」と連携して計画を策定する

2. 基本計画策定の手順

- ・現状分析、課題整理
- ・基本方針の検討
- ・基本計画の検討
- ・パブリックコメントの実施

令和2年度中頃の基本計画策定を予定

宇治市地域公共交通会議設置規程 (目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、宇治市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 本市の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の運賃、料金等及び態様に関する事項
- (2) 公共交通の在り方一般に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要であると認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (2) 市民又は利用者の代表者
- (3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 京都府の知事の部内の職員
- (6) 京都府宇治警察署の職員

- (7) 公共交通に関し学識経験を有する者
 - (8) 市長又はその指名する本市の職員
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要であると市長が認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 交通会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、交通会議の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 交通会議は、協議を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名

する。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 部会長は、部会の会議において必要があると認めるときは、部会に属する委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 部会長は、部会における協議が終了したときは、当該協議の結果を交通会議の会議において報告しなければならない。

(会議の公開)

第9条 交通会議及び部会の会議は、公開する。ただし、会長が公開することにより会議の運営に支障を来すおそれがあると認めたときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調つた事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議の会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年11月19日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初の交通会議の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

宇治市地域公共交通会議の委員構成

【構成】 15名

(令和元年6月7日現在)

組織	氏名	役職
(1)学識経験者 3名	高橋 愛典 たかはし よしのり	近畿大学 経営学部 教授
	井上 学 いのうえ まなぶ	立命館大学衣笠総合研究機構 アート・リサーチセンター客員協力研究員 公共交通アドバイザー
	毛海 千佳子 けうみ ちかこ	近畿大学 経営学部 准教授
(2)関係行政機関 6名	岩崎 靖彦 いわさき やすひこ	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局 首席運輸企画専門官
	井関 洋人 いせき ひろと	京都府山城広域振興局 企画総務部 総務室長
	西村 之宏 にしむら ゆきひろ	京都府山城北土木事務所 企画調整室長
	佐藤 克哉 さとう かつや	京都府宇治警察署 交通課長
	平野 正人 ひらの まさと	宇治市建設部長
	木下 健太郎 きのした けんたろう	宇治市都市整備部長
(3)利用者及び関係団体等の代表者 3名	島崎 貴士 しまざき たかし	宇治市社会福祉協議会 事務局長
	長谷川 理生也 はせがわ りきや	宇治商工会議所 専務理事
	岡田 一敏 おかだ かずとし	市民委員
(4)公共交通事業者等の代表 3名	榎木 章 つぎき あきら	京都京阪バス株式会社 管理部長
	杉本 英樹 すぎもと ひでき	京都京阪バス労働組合 書記長
	井上 純 いのうえ じゅん	一般社団法人京都府タクシー協会 地域公共交通推進委員会 南部分科会員